

2 令和3年（2021年）4月からの 吹田市高齢者安心・自信サポート事業の 運用ルールの変更について



高齢福祉室支援グループ

1

それでは、令和3年4月から開始する、吹田市高齢者安心・自信サポート事業の運用ルールの変更について御説明いたします。

御注意ください！

令和2年12月開始予定だった内容から、運用ルールを一部変更します！

2

当初予定していた運用ルールを一部変更して開始しますので御注意ください。

これまで通り 継続するルール

- 吹田市高齢者安心・自信サポート事業の原則はこれまで通り、月額報酬を基本とします。
- 月額報酬が算定される場合で、月の途中で契約の締結もしくは解除があった場合は日割報酬となります。
- 通所型入浴サポートサービスは原則、1回算定報酬を使用します。
- 通所型入浴サポートサービスと通所型サポートサービスを併用する場合は、通所型サポートサービスも1回算定報酬を使用します。

3

これまで通り原則は月額報酬を使用します。

日割報酬は月額報酬が適用されている場合で月途中で契約締結もしくは契約解除があった時に適用されます。

よって、1回算定報酬が適用となっていれば、日割報酬が適用されることはありません。

通所型入浴サポートサービスはこれまで通り1回算定報酬が原則となります。

通所型入浴サポートサービスと通所型サポートサービスを併用する場合は、通所型サポートサービスも1回算定報酬を使用します。これも今までと変わりありません。

追加される 新しいルール

原則として、これまで通りの月額報酬を使用します。

ただし、サービスを隔週で利用したり、家族の支援を受けたりする等で、規定の回数未満の利用をあらかじめプランに位置付ける場合については、1回算定報酬を使用します。

4

令和3年4月から1回算定報酬を導入します。

ただし、限られた条件下においてのみ導入します。

その条件とは、当該月内の利用回数が規定回数未満の利用であることがあらかじめ決まっている場合です。

つまり、毎週必ず規定の回数を利用することが決まっていないということです。

具体的にはこれから例示します。

追加される
新しいルール！

1回算定報酬を 使用する例

(加算は含まれていません。)

5

それでは、1回算定報酬を使用する具体例を提示します。

例 1

夫と妻の二人世帯。どちらも要支援 1。
夫婦ともに訪問型サポートサービスが必要だが、それぞれが毎週利用するのではなく、一人ずつ隔週で利用する場合。夫：★ 妻：●

日	月	火	水	木	金	土
					1★	2
3	4	5	6	7	8●	9
10	11	12	13	14	15★	16
17	18	19	20	21	22●	23
24	25	26	27	28	29★	30

6

同じ日に二人が連続で利用するというものではありません。

どちらかの分だけを、隔週で利用するということです。

例では夫が第1、3、5週目で妻が第2、4週目の隔週利用となっていますが、例えば夫が第1、2、3週目で妻が第4、5週目という場合でも同様です。

つまり、同じ人が毎週規定回数を利用しないことがあらかじめ決まっているという場合を想定しています。

ケアプランの支援計画の欄に以下のようにその旨を記載しておく必要があります。

(例)

- ・基本的に、同居の妻(夫)と按分して利用するため、隔週での訪問型サポートサービスの利用となる。
- ・基本的に、同居の子の障がいサービス(訪問介護)と按分して訪問型サポートサービスを利用するため、月半分の利用となる。

等

ケアプランへの記載の仕方

ケアプラン内の支援計画の欄に、
 (例)
 基本的に、同居の妻（夫）と按分して利用する
 ため、隔週での利用となる。

といった内容を記載しておいてください。

介護予防サービス・支援計画書 (ケアマネジメント結果報告表)

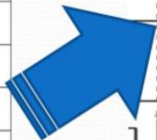
氏名: _____ 住所: _____ 電話番号: _____

介護予防サービス利用状況: _____

サービス名	利用日時	利用時間	利用回数	利用状況	備考
介護予防サービス	10月10日	10時～12時	1回	利用	
介護予防サービス	10月17日	10時～12時	1回	利用	
介護予防サービス	10月24日	10時～12時	1回	利用	
介護予防サービス	10月31日	10時～12時	1回	利用	

介護士: _____

利用者: _____



介護記録表

介護・福祉 認定済・申請中 介護記録・支援

氏名	性別	年齢	介護状態	介護記録
〇〇	〇	〇	〇	〇
〇〇	〇	〇	〇	〇
〇〇	〇	〇	〇	〇
〇〇	〇	〇	〇	〇
〇〇	〇	〇	〇	〇

介護記録表

介護記録	介護記録	介護記録	介護記録
介護記録	介護記録	介護記録	介護記録
介護記録	介護記録	介護記録	介護記録
介護記録	介護記録	介護記録	介護記録
介護記録	介護記録	介護記録	介護記録
介護記録	介護記録	介護記録	介護記録

総合的な方針・生活不安定状態の改善目標のポイント

介護に関する記載
 上記計画について、同意いたします。

介護士 年 月 日 氏名

【例1の報酬算定方法の注意点】

★ **夫分** 計 **801単位**

★ (週1回利用の1回算定報酬267単位) × 3回

● **妻分** 計 **534単位**

● (週1回利用の1回算定報酬267単位) × 2回

夫分、妻分、それぞれで請求します。

8

例1は夫婦ともにあらかじめ毎週利用しないことがケアプランに位置付けられているため、1回算定報酬となります。

夫と妻でそれぞれ利用回数に応じて請求してください。

ただし、サービスを追加して月4回を超える(月5回以上となる)と月額報酬となりますので、その場合は超えた一人あたり1172単位(加算含まず)となります。

例 2

要支援1の一人暮らし。通所型サポートサービスを利用するが、隔週で地域の集いの場にも通う場合。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 ●	5	6	7	8	9
10	11 集いの場	12	13	14	15	16
17	18 ●	19	20	21	22	23
24	25 集いの場	26	27	28	29	30

9

要支援1の方が、通所型サービスと地域の集いの場を隔週で計2回ずつ利用するとします。

例ではサービスが第1、3週目となっていますが、例えば第1、2週目という場合でも同様です。

先程と同様、毎週規定回数を利用しないことがあらかじめ決まっているという場合を想定しています。

これもあらかじめケアプランの支援計画の欄に以下のようにその旨を記載しておく必要があります。

(例)

- ・基本的に、集いの場にも併用して通うため、隔週での通所型サポートサービスの利用となる。
- ・基本的に、通院が月末の同じ曜日に入るため、月前半だけの通所型サポートサービスの利用となる。

等

【例2の報酬算定方法の注意点】

● **2回分** 計 **760単位**

(週1回利用の1回算定報酬380単位) × 2回

10

例2もあらかじめ毎週利用しないことがケアプランに位置付けられているため、1回算定報酬となります。

ただし、サービスを追加して月4回を超える(月5回以上となる)と月額報酬となりますので、その場合は1655単位(加算含まず)となります。

例3

要支援2の一人暮らし。週2回の訪問型サポートサービスを利用するが、月の後半は家族が通い支援をしてくれるので、3週目以降は週1回の利用でよい場合。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4 ●	5	6	7 ●	8	9
10	11 ●	12	13	14 ●	15	16
17	18 ●	19	20	21	22	23 家族
24	25 ●	26	27	28	29	30 家族

11

週2回利用が月途中まで、残りは家族の支援が入るため週1回の利用でよいという場合。

例では週2回利用が第1、2週目で第3、4週目は家族の支援があるため週1回利用となっていますが、週が入れ替わった場合でも同様です。

先程と同様、毎週2回という規定の回数を毎週利用しないことがあらかじめ決まっているという場合を想定しています。

これもあらかじめケアプランの支援計画の欄に以下のようにその旨を記載しておく必要があります。

(例)

・基本的に、月の後半は家族の支援があるため、月の前半のみ訪問型サポートサービスを利用する。等

【例3の報酬算定方法の注意点】

● **6回分** 計 **1626単位**

(週2回利用の1回算定報酬271単位) × 6回

12

例3もあらかじめ毎週2回利用しないことがプランに位置付けられているため、1回算定報酬となります。

1回あたりの単位については、週2回利用の計画であるため、サービスコードも週2回利用の1回算定報酬271単位(加算含まず)を使用してください。

重要です！

1回算定報酬を使用する際に
サービス種別の調整が必要に
なる可能性のある事例

13

次は、1回算定報酬を使用することに伴って、介護保険法に基づく支援、もしくは、障害者総合支援法に基づく支援のいずれかを選別して調整する必要があるかもしれない例です。

例 4 要支援 1。視覚障がいあり。以前から障がいサービスによる訪問介護を利用していたが、65歳到達により介護認定を受け、高齢者安心・自信サポート事業（訪問型サポートサービス）の利用へ移行した。隔週で通院時の支援（1回あたり1時間30分）が必要な場合。

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8 ●	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22 ●	23
24	25	26	27	28	29	30

14

視覚障がいのみならず、精神疾患等による障がいのため通院時の支援が必要な場合を想定します。

通院時のみの利用であることから毎週利用しないことがあらかじめ決まっているため、1回算定報酬となります。

これもあらかじめケアプランの支援計画の欄に以下のようにその旨を記載しておく必要があります。

（例）

・基本的に、通院時のみの訪問型サポートサービスの利用となる。等

例 4

訪問型サポートサービスの提供時間は
45分から60分までが目安です。



アセスメントの結果、通院に必ず介助が必要で、
提供時間も90分程度必要なサービスについては、
高齢者安心・自信サポート事業では提供が難し
いということになります。



介護認定の区分変更申請、もしくは、障がい
サービスの利用の検討が必要となります。

15

訪問型サポートサービスの提供時間の明確な決まりは定められていませんが、45分から60分が目安です。

よって、アセスメントの結果、その目安を超えたサービスの提供時間が必要ということであれば、高齢者安心・自信サポート事業での提供は難しいということになります。

その場合は介護認定の区分変更申請、もしくは、障がいサービスの利用を検討していただくこととなります。

視覚障がい者の通院時の支援（同行援護）等の障がいサービス利用に係る個別の御相談については、障がい福祉室（基幹相談）まで御連絡ください。

障がい福祉室（基幹相談）

06-6384-1348

16

障害者総合支援法に基づく障がいサービスの個別の御相談については、障がい福祉室（基幹相談）まで御連絡ください。

例5

事業対象者。

圧迫骨折後の腰痛があったため掃除を主とした訪問型サポートサービスの利用が必要であったが、利用から3か月が経過し、状態が回復した。

今後、サービス利用の必要性が低いが、サービス利用を終了することができない。

例5

サービス利用の必要性はアセスメントにより判断します。ケアマネジャーだけでなく、全ての支援関係者による見立てが重要です。



サービス担当者会議等では、全ての支援関係者が積極的に意見交換し、利用者の状態や生活の状況等をアセスメントした上で、サービスの内容や頻度を調整し、結果をモニタリングして見極める等、支援終了に向けて利用者の気持ちにも寄り添いながら、協力して取り組みます。

18

サービス開始時に終了のイメージを利用者を含んだ関係者全員で共有しておくことが大前提です。

そして、支援終了に向けてはケアマネジャーだけの見立てではなく、全ての支援関係者が意見交換した上で、利用者を含んだ関係者全員でサービス終了の合意形成を図ることが必要です。

～介護保険法の理念に基づく支援のために～

**自立支援型ケアマネジメント会議
や、訪問型短期集中サポートサー
ビスの専門職派遣を積極的に活用
して、アセスメントに役立ててく
ださい！**

19

利用者がサービスに頼らない生活を取り戻すために、定期開催されている自立支援型ケアマネジメント会議に事例提供したり、市の専門職の助言を受ける訪問型短期集中サポートサービスを積極的に活用したりすることで、アセスメントに役立ててください。

これまで通り
継続するルール

通所型サポートサービスと
通所型入浴サポートサービスを
併用して利用する場合の
算定ルール

(加算等は含まれていません)

これまで通り
継続するルール

- 通所型入浴サポートサービスは原則、1回算定報酬を使用します。
- 通所型入浴サポートサービスと通所型サポートサービスを併用する場合は、通所型サポートサービスも1回算定報酬を使用します。（ただし、合計単位が月額報酬の上限を超えない範囲で）
- 月額報酬が算定される場合で、月の途中で契約の締結もしくは解除があった場合は日割報酬となります。

21

上記のルールから、1回算定報酬が適用となっていれば、日割報酬が適用されることはありません。

例 6

(週1回程度利用)

A通所型事業所●

B通所型入浴事業所★

日	月	火	水	木	金	土
					1★	2
3	4	5●	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15★	16
17	18	19●	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29★	30

22

週1回程度利用の方が、通所型サポートサービスを月2回、通所型入浴サポートサービスを月3回利用したとします。

【例6の報酬算定方法の注意点】

- ◎ **合計 760+987=1747単位**
 - **A通所型事業所 760単位**
(1回算定報酬380単位) × 2回
 - ★ **B通所型入浴事業所 987単位**
(1回算定報酬329単位) × 3回

ただし、**週1回程度利用の上限1655単位**
を超えるので、いずれかの回数を減らして調整する必要があります。

要注意!

23

通所型サービスを併用する場合、それぞれ4回の利用までは1回算定報酬となりますので、

通所型サポートサービスが

380単位 × 2回 = 760単位

通所型入浴サポートサービスが

329単位 × 3回 = 987単位となり、

合計 1747単位となります。

しかし、併用の場合は通所型サポートサービスの月額報酬の上限(ここでは週1回程度利用の上限である1655単位)を超えてはいけないルールがありますので、いずれかを減らして調整しなければなりません。

加算等ある場合は、その上限枠とは別途算定してください。

例7

A通所型事業所●

(週1回程度利用) B通所型入浴事業所★

6日にA事業所、B事業所と契約し、
サービスを利用。→日割報酬が適用となる？

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6◎	7	8	9
10	11	12	13	14	15★	16
17	18	19●	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29★	30

24

6日に通所型サポートサービス及び通所型入浴サポートサービスの事業所と契約し、通所型サポートサービスを月1回、通所型入浴サポートサービスを月2回利用したとします。

この場合、日割報酬は適用となるのでしょうか？

例7

日割報酬は適用となりません。

**日割報酬が適用となるのは、
月額報酬が算定されているときです。**



例7の場合は、

- ① A通所型事業所は1回算定報酬×1回**
 - ② B通所型入浴事業所は1回算定報酬×2回**
- 合計①+②となります。**

25

日割報酬が適用となるのは月額報酬が算定されている場合のみとなります。

例7

【例7の報酬算定方法の注意点】

- ◎ 合計 380+658=1038単位
 - A通所型事業所 380単位
(1回算定報酬380単位) × 1回
 - ★ B通所型入浴事業所 658単位
(1回算定報酬329単位) × 2回

**週1回程度利用の上限1655単位を
超えていないのでOK!**

要注意!

26

よって、通所型サポートサービスが

380単位 × 1回 = 380単位、

通所型入浴サポートサービスが

329単位 × 2回 = 658単位となり、

合計 1038単位となります。

加算等ある場合は、その上限枠とは別途算定してください。

例8

A通所型事業所●

(週2回程度利用) B通所型入浴事業所★

2日にA事業所、B事業所と契約し、
サービスを利用。→日割報酬が適用となる？

日	月	火	水	木	金	土
1	2◎	3★	4	5	6●	7
8	9	10★	11	12	13●	14
15	16	17★	18	19	20●	21
22	23	24★	25	26	27●	28
29	30	31★				

27

2日に通所型サポートサービス及び通所型入浴サポートサービスの事業所と契約し、通所型サポートサービスを月4回、通所型入浴サポートサービスを月5回利用したとします。

この場合、日割報酬は適用となるのでしょうか？

例8

B通所型入浴事業所は日割報酬の適用となります。

① **A通所型事業所は1回算定報酬×4回**

(要支援2の週1回利用の1回算定報酬×4回)

② **B通所型入浴事業所は日割報酬×30日**

(要支援2の週1回利用の月額報酬を日割する)

合計①+②となります。

B通所型入浴事業所は月5回の利用のため月額報酬となります。月額報酬であり、かつ、2日の契約なので日割報酬の適用となります。

28

繰り返しになりますが、日割報酬が適用となるのは月額報酬が算定されている場合のみです。

例8では、通所型サポートサービスは月4回ですので1回算定報酬となります。

しかし、通所型入浴サポートサービスは月5回ですので、月額報酬となります。

月額報酬であり、かつ、2日の月途中での契約なので、通所型入浴サポートサービスは日割報酬の適用となります。

【例8の報酬算定方法の注意点】

- ◎ 合計1564+1410=2974単位
 - A通所型事業所 1564単位
(1回算定報酬391単位) × 4回
 - ★ B通所型入浴事業所 1410単位
(日割報酬47単位) × 30日

**週2回程度利用の上限3393単位を
超えていないのでOK!**

要注意!

29

よって、通所型サポートサービスが
391単位 × 4回=1564単位、
通所型入所サポートサービスが
(日割)47単位 × 30日=1410単位となり、
合計2974単位となります。

これは通所型サポートサービスの月額報酬の上限(ここでは週2回程度利用の上限である3393単位)を超えていませんので、調整する必要はありません。

加算等ある場合は、その上限枠とは別途算定してください。

おさらい…

【日割の報酬】

「吹田市高齢者安心・自信サポート事業は、従来の介護予防給付とは違い、サービス事業所との契約日によって日割報酬となることがあります。」



日割報酬が適用となるのは、月途中で契約を締結、または解除した場合で、当月内にサービス利用を開始、または終了した場合です。
(ただし、日割報酬が適用となるのは、月額報酬の場合のみです。)

30

吹田市高齢者安心・自信サポート事業では、月途中で契約を締結、または解除すると日割報酬が適用となります。

ただし、日割報酬が適用となるのは、月額報酬が算定されている場合のみです。



1回算定報酬の利用料の目安

(加算等は含まれていません)

訪問型サポートサービス

(金額は1割負担の場合)

	1回ごとの利用料	月額利用料
週1回程度 利用	(月4回まで267単位) 290円	(月5回以上1172単位) 1,271円
週2回程度 利用	(月8回まで271単位) 294円	(月9回以上2342単位) 2,539円
週2回を 超える程度 の利用	(月12回まで286単位) 310円	(月13回以上3715単位) 4,028円

原則は月額報酬です

通所型サポートサービス

(金額は1割負担の場合)

	1回ごとの利用料	月額利用料
週1回程度 利用	(月4回まで380単位) 401円	(月5回以上1655単位) 1,745円
週2回程度 利用	(月8回まで391単位) 413円	(月9回以上3393単位) 3,577円

原則は月額報酬ですが、通所型入浴サポートサービスと併用して利用する場合、1回算定報酬です

通所型入浴サポートサービス

(金額は1割負担の場合)

	1回ごとの利用料	月額利用料
週1回程度 利用	(月4回まで329単位) 347円	(月5回以上1432単位) 1,510円
週2回程度 利用	(月8回まで338単位) 357円	(月9回以上2935単位) 3,094円

原則は1回算定報酬です

34

繰り返しになりますが、通所型入浴サポートサービスは1回算定報酬が基本であり、ひと月あたりの利用回数が定数を超えた場合に月額報酬となります。

また、通所型入浴サポートサービスと通所型サポートサービスを併用する場合も同様です。


【キャンセル料や振替利用について】

これまでの月額報酬を基本としていた場合には、キャンセル料の設定は想定しがたいとしていました。

しかし、今後、介護給付と同様に1回ごとの利用料を使用する場合に備えて、キャンセル料や振替利用等について、その要件等を各事業者で規定し、重要事項説明書等に追加してください。

重要事項説明書の作成例については、吹田市ホームページの福祉指導監査室のページに掲載されていますので、御参考にしてください。

吹田市 福祉指導監査室 重説

検索 

【加算について ①】

①介護職員処遇改善加算

②サービス提供体制強化加算

加算の算定単位は月ごとなので、
1回算定報酬を算定する際も、
ひと月単位で請求します。

【加算について ②】

通所型サポートサービスと
通所型入浴サポートサービスとを
併用して利用する際は、
運動器機能向上加算等、支給限度額に
影響する通所型サポートサービスの
費用（加算）に注意してください。

【加算について ③】

同一事業所が通所型サポートサービスと通所型入浴サポートサービスの指定を同時に受けることは可能です。


しかし、**その両方のサービスを同じ利用者が併用して利用する場合は、事前に地域包括支援センターに相談ください。**

(同一事業所に対して通所型サービスでの加算の算定が重なりますので、同一事業所での利用の必要性を確認します。)

38

例えば、A事業所で通所型サポートサービスと通所型入浴サポートサービスを併用して利用すると、介護職員処遇改善加算を二重に請求することになります。

同一事業所でサービス内容をあえて分別する必要性について確認が必要となります。



サービスコードについて

【サービスコード表について】

現在、吹田市ホームページに掲載している「訪問介護相当サービス（独自）サービスコード表（令和元年10月1日～）」では、1回算定報酬の掲載部分を、誤使用を防ぐために隠しています。

令和3年4月からはこの隠れた部分を開示し、サービスコード表を新たに掲載します。

（ただし、短時間サービスについては引き続き利用しません。）

40

20分未満の訪問型独自短時間サービスについては引き続き利用しません。

令和元年(2019年)10月から

1 訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	種別	項目	サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単価	
A2	1111	訪問型独自サービスI	イ 訪問型サービス費(独自)	事業計画書・英文添削1・2(通1回含む)	1172	1回につき	
A2	1114	訪問型独自サービスI-併一		事業計画書・英文添削1・2(通1回含む)	1055	1回につき	
A2	2111	訪問型独自サービスI-併新		事業計画書・英文添削1・2(通1回含む)	59	1回につき	
A2	2114	訪問型独自サービスI-併新-併一		事業計画書・英文添削1・2(通1回含む)	55	1回につき	
A2	1211	訪問型独自サービスR	ロ 訪問型サービス費(独自)	事業計画書・英文添削1・2(通2回含む)	2842	1回につき	
A2	1214	訪問型独自サービスR-併一		事業計画書・英文添削1・2(通2回含む)	2108	1回につき	
A2	2211	訪問型独自サービスR-併新		事業計画書・英文添削1・2(通2回含む)	77	1回につき	
A2	2214	訪問型独自サービスR-併新-併一		事業計画書・英文添削1・2(通2回含む)	69	1回につき	
A2	1021	訪問型独自サービスE	ハ 訪問型サービス費(独自)	英文添削2(通2回を輸入含む)	8715	1回につき	
A2	1024	訪問型独自サービスE-併一		英文添削2(通2回を輸入含む)	5044	1回につき	
A2	2021	訪問型独自サービスE-併新		英文添削2(通2回を輸入含む)	122	1回につき	
A2	2024	訪問型独自サービスE-併新-併一		英文添削2(通2回を輸入含む)	110	1回につき	
A2	2411	訪問型独自サービスF	ニ 訪問型サービス費	事業計画書・英文添削1・2(通1回含む)	267	1回につき	
A2	2414	訪問型独自サービス	1回につきの算定単価は使用しません				240
A2	2511	訪問型独自サービス	1回につきの算定単価は使用しません				271
A2	2514	訪問型独自サービス	1回につきの算定単価は使用しません				244
A2	2621	訪問型独自サービス	1回につきの算定単価は使用しません				286
A2	2624	訪問型独自サービス	1回につきの算定単価は使用しません				257
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業計画書・英文添削1・2(20分未満)(1回限定)1回につき22回まで	166		
A2	1414	訪問型独自短時間サービス-併一		事業計画書・英文添削1・2(20分未満)(1回限定)1回につき22回まで	149		

現在、吹田市ホームページに掲載している訪問型サービス(独自)のサービスコード表(令和元年10月1日～)は上記のような表示となっています。

この「1回につきの算定単価は使用しません」という枠を外したサービスコード表を近日中に吹田市ホームページに掲載します。

枠を外すだけで、サービスコード自体はこれまでと何ら変わりありません。

(20分未満の訪問型独自短時間サービスについては引き続き利用しません。)

【マスタインタフェースについて】

現在、吹田市ホームページに掲載している
単位数表マスタインタフェース

(csvデータ)には、既に1回算定報酬のデータも含まれています。

利用票の作成時に、1回算定報酬も選択できるよう、既に設定されていると思いますので、現在お使いのシステムにて御確認ください。

42

[御注意ください]

令和元年10月1日からの消費税増税に伴う報酬改定の際に、単位数表マスタインタフェース(csvデータ)には既に1回算定報酬のデータを含めておりますので、基本的には新たに取り込んでいただく必要はありません。

(誤って1回算定報酬を利用することのないように、伏せていたと御理解ください)

A	B	C	D	E	F	G	H	I
272054	A2	2411	201704	201909	訪問型独自サービスⅣ	266	1	
272054	A2	2411	201910	999999	訪問型独自サービスⅣ	267	1	
272054	A2	2413	201704	201903	訪問型独自サービスⅣ・初任	186	1	
272054	A2	2414	201704	201909	訪問型独自サービスⅣ・同一	239	1	
272054	A2	2414	201910	999999	訪問型独自サービスⅣ・同一	240	1	
272054	A2	2415	201704	201903	訪問型独自サービスⅣ・初任・同一	167	1	
272054	A2	2511	201704	201909	訪問型独自サービスⅤ	270	1	
272054	A2	2511	201910	999999	訪問型独自サービスⅤ	271	1	
272054	A2	2513	201704	201903	訪問型独自サービスⅤ・初任	189	1	
272054	A2	2514	201704	201909	訪問型独自サービスⅤ・同一	243	1	
272054	A2	2514	201910	999999	訪問型独自サービスⅤ・同一	244	1	
272054	A2	2515	201704	201903	訪問型独自サービスⅤ・初任・同一	170	1	
272054	A2	2621	201704	201809	訪問型独自サービスⅥ	285	1	
272054	A2	2623	201704	201809	訪問型独自サービスⅥ・初任	200	1	
272054	A2	2624	201704	201809	訪問型独自サービスⅥ・同一	257	1	
272054	A2	2625	201704	201809	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一	180	1	
272054	A2	2621	201810	201909	訪問型独自サービスⅥ	285	1	
272054	A2	2621	201910	999999	訪問型独自サービスⅥ	286	1	
272054	A2	2623	201810	201903	訪問型独自サービスⅥ・初任	200	1	
272054	A2	2624	201810	999999	訪問型独自サービスⅥ・同一	257	1	
272054	A2	2625	201810	201903	訪問型独自サービスⅥ・初任・同一	180	1	
272054	A2	1411	201704	201909	訪問型独自短時間サービス	165	1	
272054	A2	1411	201910	999999	訪問型独自短時間サービス	166	1	
272054	A2	1413	201704	201903	訪問型独自短時間サービス・初任	116	1	
272054	A2	1414	201704	999999	訪問型独自短時間サービス・同一	149	1	

上記のとおり、既に1回算定報酬のデータは令和元年10月1日から含まれていません。

おわりに

吹田市の介護予防・日常生活支援総合事業では、吹田市民はつらつ元気大作戦（いきいき百歳体操やひろばde体操等）の取組を積極的に展開しています。

また、地域にはインフォーマルサービスもあり、高齢者の方にとって、多様な選択肢の中から柔軟なプランニングをすることが可能になってきています。

今回の吹田市高齢者安心・自信サポート事業の運用変更は、そうした柔軟なプランニングの幅を一層広げていくきっかけの一つと考えております。

なお、吹田市の75歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率は

2016年度末 34.4%

2017年度末 32.1%

2018年度末 32.6%

2019年度末 31.8%

となっており、増加を抑えて維持の傾向にあります。

吹田市ケア倶楽部への登録のお願い

吹田市からのお知らせ等、重要な連絡が掲載されます。

吹田市ケア倶楽部を活用して周知してまいりますので、**御登録・御確認をよろしくお願**いいたします。

パスワードの再発行は高齢福祉室支援グループまで

登録率	(令和2年12月1日現在)
	居宅介護支援事業所 95.7%
	訪問介護事業所 79.4%
	通所介護事業所 83.0%

45

吹田市ケア倶楽部に、吹田市からのお知らせや**重要な連絡**を掲載しています。

吹田市ケア倶楽部の活用、閲覧をお願いします。

パスワードの再発行は、随時受け付けておりますので、高齢福祉室支援グループまで御連絡ください。

すいた年輪サポートナビ

空き情報・事業者受け入れ状況

活用をお願い！

事業者の空き情報について、システム会社
（トーテックアメニティ）からファックスにて
照会し、返送いただいた回答内容をすいた年輪
サポートナビにて公開しています。

これにより、これまでのように事業者からFAX
等で空き情報を提供する費用が削減できます。

照会調査に御協力ください！

【各種お問い合わせ先】

内容	所属	連絡先
吹田市高齢者安心・自信サポート事業、 1回算定報酬に関すること	高齢福祉室支援グループ	06-6384-1360
訪問型短期集中サポートサービス、吹田市ケア倶楽部、 すいた年輪サポートなび に関すること	高齢福祉室支援グループ	06-6384-1375
ケアプラン、給付管理等 に関すること	各地域包括支援センター	各地域包括支援センター
事業者指定、運営規程等 に関すること	福祉指導監査室	06-6105-8009
障がいサービスに関すること	障がい福祉室（基幹相談）	06-6384-1348

47

お問い合わせの際は、御相談内容によって連絡先を御確認ください。